

東京都立大学 法科大学院 2025年度入学者選抜
(2年履修課程、特別選抜開放型・一般選抜共通)

憲法・民法・刑法 試験問題
(2024年10月26日実施)

試験時間 10時00分～13時00分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に本学受験票を置いてください。
机上には、受験票、筆記用具、時計(辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。)、眼鏡、ティッシュペーパー(袋から出して中身のみ)、目薬以外の物を置くことはできません(事前協議により認められた者は除く。)
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります(3年履修課程の第1次選抜とは異なります。ご注意ください。)。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。消しゴム等で消すことのできるインクも使用できません。
また、2色(あるいは複数色)のボールペン等、マーカー、修正液、定規等の使用も認めません(答案の下書きや問題冊子への書込みも含む。)
- (3) 携帯電話・スマートフォン又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中に入れてください。それらを時計として用いることはできません。また、スマートウォッチ等のウェアラブル端末は身につけてはいけません。
- (4) 耳栓、イヤフォン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は禁止します。ただし、水分補給のため、蓋付ペットボトル入りの飲料を持ち込んで飲むことはできますが、机上に飲料を置かず、必ず蓋を閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意してください。ペットボトル以外の缶、瓶、水筒等は認めていません。
- (6) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁止します。ただし、緊急の場合や気分が悪くなった場合等には黙って手を挙げ、監督員の指示に従ってください。
- (7) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (8) この問題冊子は表紙を含めて9頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (9) 答案用紙の所定欄に、受験番号、氏名を必ず記入してください。所定欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (10) 答案用紙は各科目1枚(両面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (11) 配布した「法科大学院試験六法」は回収しますので、書き込みをしたり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (12) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、受験中であっても試験室からの退出を命ずることがあります。

憲法 問題

Xは、宗教法人法第4条の宗教団体である。法人格を認められてから5年後、Xの信徒による毒ガスを使用した無差別殺人事件が勃発した。この捜査で、Xの教祖と幹部がこの事件を首謀し、多くの信徒や資金を投入して、宗教施設で計画的かつ組織的に毒ガスを製造していたことが明るみになった。所轄庁と検察庁は、これは殺人の予備であるとみて、同法第81条1項1号及び2号前段に該当すると判断して、管轄の地方裁判所にXの宗教法人の解散命令を請求した。同裁判所はこの請求を認め、「宗教法人Xを解散する」との決定を下した。

Xはこの決定に対してどのような違憲の主張ができるか、またそれ(ら)についてあなた自身どう考えるか、論じなさい。なお、Xが人権の享有主体であることは争いのないものとする。

【参照】

宗教法人法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

(宗教団体の定義)

第2条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

……

(法人格)

第4条 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となった宗教団体をいう。

(解散の事由)

第 43 条 ……

2 宗教法人は、前項の場合のほか、次に掲げる事由によって解散する。

……

五 第 81 条第 1 項の規定による裁判所の解散命令

(清算人)

第 49 条 宗教法人が解散(合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合を除くほか、代表役員又はその代務者が清算人となる。

(残余財産の処分)

第 50 条 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、規則で定めるところによる。

2 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(解散命令)

第 81 条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

二 第 2 条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は 1 年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。

……

(民法の問題は次頁)

民法 問題

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事実Ⅰ】

1. Aは、Bに対し、2022年4月、A所有の建物（以下「本件建物」という。）の1階部分を、賃料月額200万円、期間10年でBに賃貸し、これを引き渡した。
2. Aは、2022年5月、Cから1000万円を借り入れ、これを担保するため、本件建物に抵当権を設定し、登記を経由した。
3. Aは、2022年9月、Dから3000万円を借り入れ、これを担保するため、本件建物に抵当権を設定し、登記を経由した。

【事実Ⅱ】

前記【事実Ⅰ】の1から3までに加え、以下の事実があった。

4. Eは、2023年6月、Aから本件建物を購入し、Bに対する賃貸人としての地位を承継した。
5. AがCに対する貸金債務を弁済しないことから、Cは、抵当権の実行を申し立て、2023年11月、不動産競売開始決定がなされ、以後、Bは賃料を供託した。
6. Dは、2024年7月、抵当権に基づく物上代位権の行使として、Bが供託していた賃料に対する還付請求権を差し押さえ、転付命令を得た。
7. ㊦Eは、Dに対し、抵当権は使用収益権限のない非占有担保権であるため、本件供託金還付請求権に物上代位することはできないと主張した。

〔設問1〕

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅱ】（4から6まで）を前提として、下線部㊦におけるEの主張の当否について検討しなさい。

【事実Ⅲ】

前記【事実Ⅰ】の1から3までに加え、以下の事実があった（前記【事実Ⅱ】の4から7までは存在しなかったものとする。）。

8. Aは、2022年11月、本件建物の2階部分を、賃料月額150万円、期間10年でFに賃貸し、これを引き渡し、FはAに対して保証金3300万円を預託した。
9. 2023年2月、AとFは本件賃貸借契約を同年8月31日で解除し、同年9月1日以降、再度本件建物について賃貸借契約を締結することとした。その際、新たな契約では保証金を300万円とし、従前の保証金の一部をこれに充当し、残額3000万円は同年8月31日までにAがFに返還することを合意した。
10. Aは2023年8月31日までに保証金返還債務を履行できなかったため、AとFは同年9月27日、同年9月分の賃料150万円を保証金返還債務と対当額で相殺し、さらに、同年10月分から2025年4月分までの賃料合計額2850万円を保証金返還債務と対当額で相殺するとの合意をした（以下「本件相殺合意」という。）。
11. その後、AがDに対する貸金債務を弁済しないことから、Dは、抵当権の物上代位権の行使として、本件建物の賃貸借によりAがFに対して取得する賃料債権のうち、差押命令送達時以降の支払期にあるものから3000万円に満つるまでを差し押さえ、その差押命令は、2023年11月24日にFに送達された。
12. ①Fは、賃料債権の弁済を拒み、その理由として、本件相殺合意に基づく賃料債務の消滅を主張した。

〔設問2〕

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅲ】（8から11まで）を前提として、下線部①におけるFの主張の当否について検討しなさい。

（刑法の問題は次頁）

刑法 問題

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例1】

甲（男性、25歳、身長172センチメートル）と乙（男性、25歳、身長170センチメートル）は、居酒屋で飲酒していたところ、ブランド品を多数身に付けたVが泥酔しているのを見かけた。甲が、「あいつは帰宅途中で寝るかも知れない。隙があれば金目の物を盗らないか。」と乙に持ち掛けたところ、乙は「そうだな。ちょうど金に困っていたんだ。」と了承した。Vが居酒屋を出ると、甲と乙は共にVの後をつけ、Vが公園のベンチに座って休み始める様子を見た。甲は、「待っていればあいつはこのまま寝入るぞ。しばらく様子を見よう。おれはちょっとトイレに行ってくる。気付かれると困るから、あいつが横になって深く寝入るまで動くなよ。」と乙に告げて、その場を立ち去った。しかし、気の短い乙は待つことができず、座っているVのもとに近寄って、「金目の物をよこせ。」と述べてVのかばんを掴んだ。Vが抵抗したため、乙はかばんを奪おうとVの顔面を思い切り殴打した。Vは、倒れた拍子にベンチに頭を打ち付け、動かなくなった。これによりVは、全治1カ月の頭部打撲傷を負った。ちょうどトイレから戻ってきた甲は、乙に駆け寄り「おまえ、何をしているんだ。深く寝入るまで待てと言っただろう。」と怒鳴ると、事の重大さに恐ろしくなりそのまま逃走した。乙は、Vのかばんを持って甲の後を追った。

〔設問1〕

【事例1】における甲及び乙の罪責を論じなさい。

【事例2】（【事例1】に続いて以下の事実があったものとする。）

乙は、得た物の分け前を渡そうと甲を追ったが、甲は、乙が後ろから「おい、待て。」と言いながら走って追ってくるのに気付くと、気が短く気性の荒い乙が、自分が怒鳴ったことに立腹して追ってきているのだと考え走って逃げた。それにもかかわらず、乙が、Vのかばん（布製で30センチメートル四方の大きさ、重さ約1キログラム）を頭上に掲げながら、甲から1メートルほどの距離まで走り寄り「止まれよ。」と語気強く言ったため、振り向いた甲は、乙からVのかばんを使って殴られると思い込み、自分の身を守るために乙の顔面を力いっぱい平手打ちした。不意を突かれた乙は、これによって勢いよく倒れ地面に腕をついたため、腕に全治10日間の擦過傷を負った。

〔設問2〕

【事例2】において、甲が乙から殴られると思い込んだことには相当な理由があり、過失はなかったことを前提として、甲は乙に対する行為につき刑事責任を負わないという立場から、その論拠を説明しなさい。

以 上